

インドにおける障害児教育教員養成 —ケーララ州の場合—

古田 弘子

Teacher Training in Education of Children With Disabilities in India : the Case of the Kerala State

Hiroko FURUTA

Abstract

The present research aims at describing the present situation of teacher training in the field of special education in a southern state of India, namely Kerala. Relevant information was collected from related agencies and personnel through two field surveys conducted in 2000 and 2001. In addition some renewed information was collected from the website of related agencies. It was found that (1) NGOs recognized by the Rehabilitation Council of India played an crucial role in teacher training, and (2) teacher training was conducted mainly inside the special schools or institutes as on-the-job training. Future research is needed to investigate the situation of short-term teacher training conducted by the state government.

Key Words : Teacher Training, Special Education, Kerala, NGOs, RCI

I. はじめに

インドは、IT産業の台頭に見られるように近年急速な経済発展を遂げ注目を浴びる国である。言語・民族における多様性を内包し、教育における社会的公正を追求する明確な政策を打ち出している国でもある¹⁾。

しかしながら実際に障害のある子どもがどれだけ就学しているかという点については、障害児に関する信頼できる統計データが不足している。また、教育の定義やとらえ方の違いにより、専門家・機関により障害児の就学率に関して1%から60%台に至るばらつきが見られる (Singal, 2006)。Alur (2001) は、障害者の98%がいかなるサービスも受けたことがないという政府の報告書の記述について指摘している²⁾。これらのことから障害児の就学について、インドが現在なお多くの課題をかかえていることが推測される。

インドの教育については国内では、比較教育学の領域で一定の研究蓄積が見られる³⁾。一方障害児教育については、ケーララ州の通常学級及び特別学校 (Special School) における障害児の教育についての報告 (古田, 2002; 古田, 2004) の他、ケーララ州に隣接するタミル・ナードゥ州の視覚障害教育に関する研究 (鳥山, 2005) が見られる程度であり、国内では未だ端緒についたところであるといえる。本

研究は教育の質に大きくかかわる教員養成に焦点をあてることで、インドの障害児教育の制度や実態の全体像に接近しようとする試みの一つである。

本研究では、関係機関のウェブサイト及び2001年及び2002年に行った現地調査⁴⁾の結果をもとに、これまで明らかにされていないインドの南部の一州における障害児教育教員養成の実態について報告したい。

本研究でとりあげるケーララ州はインドの中でも人間開発のレベルがひとときわ高い⁵⁾ことで知られている。このことから障害者に対する教育的サービスの提供についても、他の州と比較すると高いレベルにあると推察される。

II. インドの障害児教育教員養成

インド南部タミル・ナードゥ州の視覚障害教育専門家のMani (2000) は、視覚障害教育分野の教員養成はこれまで主に民間団体 (以下、NGO) が担ってきたと述べている。1982年にはManiが運営していたタミル・ナードゥ州コインバトルにあるNGOのスリ・ラーマクリシュナミッションスクール教員養成所 (Sri Ramakrishna Mission Vidyalaya College of Education) において、最初の修士課程レベルの教員養成機関が開始されるに至っている (Mani, 2000)。

インドの障害児教育教員養成は、管轄する中央省

庁により2つに分類される。すなわち、1つは人的資源開発省 (Ministry of Human Resource Development) であり、一般の学校教育の枠組みの中での障害児教育を担当する教員の養成を行う。もう1つは、社会公正とエンパワーメント省 (Ministry of Social Justice & Empowerment) であり、主に特別学校における教育を担当する教員の養成を行う。

社会公正とエンパワーメント省が管轄する特別学校の教員の養成は各州で実施されるが、これらの教員養成機関の認定に関する業務を担っているのは、同省の外郭団体であるインド・リハビリテーション協会 (Rehabilitation Council of India: 以下, RCI) である (RCI, 2000)。インド・リハビリテーション協会はディプロマ課程, 教育学士課程, 教育学修士課程の認定及び評価を行う⁶⁾。

RCIが認定・評価を行う障害児教育に関連する教員養成課程の種類を表1に示す⁷⁾。

RCIは遠隔地教育を利用した教育学士課程の認定・評価も扱っている。1999年の時点で、障害児教育の教育学士 (Bachelor of Education) 及び修士 (Master of Education) の課程を有する大学が5校あったが、その1つはインディラ・ガンジー国立公開大学 (Indhira Gandhi National Open University) であった (Julka, 1999)。

インドでは州における地方分権制が制度化されているため、一般教育の教員養成に関わる業務は各州

で行っている。一般の学校教育の枠組みの中で障害児教育にあたる教員の養成は、州教育研究所 (SCERT: State Council of Educational Research and Training) が担当している。州教育研究所は州内の教育の管轄を行い、教員養成・研修を担当する他、県教育研究所 (DIET: District Council of Educational Research and Training) などの下部機関の指導・監督を行う。県教育研究所では、初等教育教員養成を担っている (赤井, 2001)。一方州教育研究所は、インド全体の教育研究, モデル教科書の作成等にあたる国立教育研究所 (NCERT: National Council of Educational Research and Training) の各州の支部組織である。1983年からNCERTは障害児へのサービス提供をその教員養成の業務に加えている。NCERT, SCERT及びDIETによる障害児教育教員養成・研修については稿を改めて検討することとした。

III. ケーララ州における障害児教育教員養成

1. ケーララ州における障害児教育教員養成の概要

表2に2000/01年度及び2005/06年度の障害児教育教員養成機関のリストを示した⁸⁾。表2から障害児教育教員養成が障害種別に実施されており、運営団体は1機関が公立, 1機関が半官半民の独立行政法人, それら以外はすべてNGOにより実施されていることが明らかである。

表1 RCIが取り扱う障害児教育に関連する教員養成課程の種類 (2007年)

障害種別	課程の種類	所要年数
視覚障害	障害児教育ディプロマ (視覚障害)	2
	人文学士・教育学士 (視覚障害)	4
	教育学士 (障害児教育—視覚障害)	1
	教育学修士 (障害児教育—視覚障害)	1
聴覚障害	障害児教育ディプロマ (聴覚障害)	2
	聴覚障害幼児指導ディプロマ	1
	教育学士 (障害児教育—聴覚障害)	1
	教育学修士 (障害児教育—聴覚障害)	1
知的障害	障害児教育ディプロマ (知的障害)	1
	障害幼児早期教育ディプロマ (知的障害)	2
	教育学士 (障害児教育—知的障害)	1
	学士号取得者用早期教育ディプロマ	1
	学士号取得者用障害児教育ディプロマ (知的障害)	1
	教育学修士 (障害児教育—知的障害)	1
運動障害	障害児教育ディプロマ (運動障害)	1
	学士号取得者用障害児教育ディプロマ (重複障害)	1
	教育学士 (障害児教育—運動・神経障害)	1
自閉症スペクトラム	障害児教育ディプロマ (自閉症スペクトラム)	1

表2 ケーララ州における障害児教育教員養成機関

番号	所在地： 県 (北→南)	施設・学校の名称	運営 団体	ディプロマ課程		教育学士課程	
				2000年 (障害種)	2005年 (障害種)	2000年 (障害種)	2005年 (障害種)
1	カリカット	AWH Institute for the Handicapped	NGO	知的障害	知的障害	聴覚障害 知的障害	聴覚障害
2	イドウキ	Kerala Federation of the Blind	NGO	視覚障害	視覚障害	視覚障害	
3	エルナク ラム	Nirmala Sadan Teachers Training Center	NGO	知的障害	知的障害		知的障害
4	エルナク ラム	Medical Trust Hospital	NGO	聴覚・言語 障害			
5	エルナク ラム	Faith India	NGO	知的障害	知的障害		
6	アーラプラ	K. V. M. College of Special Education	NGO	知的障害	知的障害		
7	パタナム ティッタ	The School for the Deaf	NGO	聴覚障害	聴覚障害		
8	コッラム	C. S. I. Training Center for Teachers of the Hearing Impaired	NGO	聴覚障害	聴覚障害	聴覚障害	聴覚障害
9	ティルバナ ンタプラム	National Institute of Speech & Hearing	半官 半民	聴覚障害 就学前 聴覚障害	聴覚障害 就学前聴 覚障害		
10	ティルバナ ンタプラム	Central Institute on Mental Retardation	NGO	知的障害	知的障害		
11	ティルバナ ンタプラム	Bala Vikas Teachers Training Center	NGO	知的障害	知的障害		
12	ティルバナ ンタプラム	State Institute of the Mentally Handicapped	州立	知的障害	知的障害		

2000年に開設されていた課程の中で2005年にはなくなっていたのがディプロマ課程で1カ所であった。一方2000年に設立されてなかったものが2005年の時点で新たに開設されていたのは、教育学士課程（知的障害）1課程であった。また新規に設立された教員養成機関は、障害児教育ディプロマ（知的障害）が5機関、障害児教育ディプロマ（重複障害）が1機関であった。

2. 障害児教育教員養成機関の実態

表2の中で訪問した7機関のうち3機関の実態について表3に記述する。

次に養成担当講師と授業科目に関して、ニルマラ・サダン教員養成所の講師の勤務形態及び担当科目を表4に示した。表4から、3人の常勤講師、及び非常勤講師により講義が行われていることが明らかになった。なお、障害児教育学を担当する常勤講師のうち1人はカトリックのシスターである校長であった。また、図1にニルマラ・サダン教員養成所の受講生のようすを示す。

表3に記した機関以外に訪問した教員養成機関では、以下のような事柄が観察された。

表2の7番は聾学校が1990年に開設され、3年前に教員養成ディプロマ課程を開始した。学校は町から離れた交通不便な場所に建てられており、カトリックの神父が校長を勤めていた。1学年から10学年までの聴覚障害生徒82人、教員養成課程受講生10人全員が寄宿舎に居住し、食住をともにする中で教員養成が行われていた。校長からの聞き取りによれば、同校はケーララ州では唯一英語で聴覚障害児に対する教育を行う聾学校であった。従って、教員養成は英語で行われていた。

次に記述する3つの教員養成所は、ケーララ州の州都であるティルバナタプラムの、いずれも交通の便が悪くない場所に設置されていた。

表2の9番の言語・聴覚ナショナル・インスティテュートは、聴覚障害児の両親によって始められた教育機関で半官半民の独立行政法人である。1990年代末から聴覚障害のディプロマ課程を、2001年度か

表3 訪問した3教員養成機関の実態

場所	番号(表2対応)名称	障害	設置課程 設置場所 定員	概要	備考 (宗教的背景, 設備, 修了後の進路)
州北部	①AWH 障害 インスティテュート	聴覚障害	「教育学士」 ・ 聾学校 敷地内 ・ 30人	・ 1996年開始, 1999年RCI認可. ・ 同じ敷地内の聾学校の教員が毎年受講している(訪問時点では2人). ・ 受講生のうち毎年6人~7人は同分野での教職経験者.	・ イスラム教団体が設立 ⁹⁾ . カリカット医科大学の一組織. ・ 女性受講者には寄宿舎設備有 ・ 修了者には, 州立学校リソース・ルーム担当教員 ¹⁰⁾ になる者も多い.
州中部	③ ニルマラ・サダン教員養成所	知的障害	「ディプロマ」 ・ 知的障害学校敷地内 ・ 20人	・ 講師の担当授業科目については表3参照. ・ 講義では英語とマラヤラム語 ¹¹⁾ を用いるが, 「英語力が低い生徒への対応に苦慮する。」という聞き取りが得られた.	・ カトリックの一団体が運営. 周辺地域は同教団が所有し, 近隣には他にも同教団の学校・施設がある. ・ 知的障害教育教員は不足しているため修了者は全員就職が可能という聞き取りが得られた.
州南部	⑧ 南インドキリスト教会聴覚障害教員養成所	聴覚障害	「ディプロマ」 ・ 聾学校の校舎内の一教室	・ 講義では英語とマラヤラム語を用いる. 「受講者の英語能力に差があるため, 英語で板書し, 英語及びマラヤラム語で講義する。」という聞き取りが得られた. ・ 本課程が設置されている聾学校については古田(2002)を参照.	・ プロテスタント諸派の集合体である南インドキリスト教会(Church of South India: C.S.I.)が運営. ・ 授業料は年間1万ルピー(一般教員のおよそ2ヶ月分の給与相当額). ・ 州北部居住者でイスラム教徒でない者は遠距離にある本コースを選ぶ. ・ 修了者は州各地の聾学校に就職する他, 州立学校リソース・ルーム担当教員になる者も多い.
			「教育学士」 ・ 定員40人 ・ 聾学校の校舎の一画の教室	・ 2001年にRCI認可. ・ 訪問時には学期開始前であり見学はできなかった. ・ 学生はケーララ州とタミル・ナードゥ州から入学するため使用言語が異なる. 授業は英語で実施するが, 修了試験はマラヤラム語またはタミル語で解答できるよう配慮する予定. ・ 国立聴覚障害研究所作成のテキストを用いるが, 欧米諸国の教科書等の書籍で補う ¹²⁾ .	・ 新設する理由について以下のような聞き取りが得られた. 「州内の4つの聾学校に後期中等教育(2年)の課程が設置されるに至った. そのため教育学士号を有する教員の需要が高まり新設に至った.」

ら州で唯一の聴覚障害児就学前教育の専門教員のディプロマ課程を開始した。建物は民間家屋を利用しており、聴覚障害幼児の指導と聴覚障害者のためのコンピュータ・コースを運営している。その建物の一室で教員養成を行っていた。

表2の10番のセントラル・インスティテュートは、校長であるカトリック神父により開設された。校長が独自に開発した教育法を採用している。就学前通園施設から職業訓練所、CBR（地域に根ざしたリハビリテーション）プログラムまで幅広い活動を行っ

表4 ニルマラ・サダン教員養成所の講師の構成

雇用形態	担当科目	人数(人)
常勤講師	障害児教育学	2
	心理学	1
非常勤講師	小児医学	1
	精神医学	1
	ソーシャルワーク	1
	スピーチ・セラピー	1
	理学療法	1
	作業療法	1
	ヨガ・セラピー	1
	健康ケア	1
	総計	11

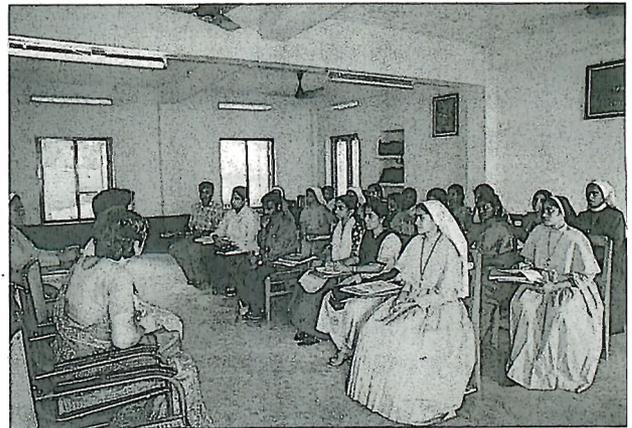


図1 ニルマラ・サダン教員養成所の受講生のようす

ている。1980年にディプロマ課程が開始された。

表2の12番の州立知的障害インスティテュートは、州政府社会福祉局が直轄する機関であり、知的障害学校の敷地内に県立障害者リハビリテーション・センターとともに併設されていた。ディプロマ課程は2001年度から始まる所であり、訪問時には学期開始前であり見学はできなかった。

IV. まとめ

ケーララ州における特殊教育教員養成機関の実態から、以下の点が明らかになった。

第一に、障害児教育教員養成を担っているのは主にNGOであるという点である。これはケーララ州だけに見られる特徴ではない。インド・リハビリテーション協会では、2001年にディプロマ課程を運営する全141養成機関のうちおよそ4分の3にあたる106機関がNGOにより運営されていた、という聞き取りが得られた。しかしながら同年にケーララ州障害児教育教員養成機関にNGOが占める割合は85%であり、全国平均より高いことが明らかになった。ケーララ州でNGOによる障害児教育教員養成が盛んな理由としては、過去の共産主義政権を基盤に、ケーララ科学・文学協会(KSSP)のような先進的な住民主体の社会運動を試み政府と共同でプロジェクトを実施するほどの組織が活躍する土壌があること(斉藤, 1997)¹⁹⁾、宗教団体による障害者教育・福祉が根付いていることによるだろう。

第二に、障害児教育教員養成が、主に特殊学校の敷地内で、各学校独自の教育方法を取り入れながら、宗教的背景、立地条件(都市であるか農村地帯であるか)等多様な実態が見られる中で、オンザジョブトレーニングとして行われている点である。とりわけ地方の学校で寄宿舎に居住する受講生の場合は、生徒と同じ学校内で食・住をとともにする中で、教育

方法の知識を得るのみならず指導に直接役立つ実践を積む結果となり、効果的な教員養成の方法といえよう。

最後に、ケーララ州の特殊教育教員養成について散見された問題点をあげたい。それは障害児教育教育教員養成が障害種別に行われており、とりわけ各障害種別特別学校において実践に重きがおかれた養成が行われているため、養成される教員は自分の専門とする障害以外には対応できないおそれがあるという点である¹⁹⁾。障害児への教育を行っている上で、単一の障害についての知識と実習だけでは不十分となっている。このことは、インドの特殊教育において伝統的に障害種別間の壁が厚いこととも関わっている¹⁹⁾。複数障害種に対応した教員養成の流れについて、今後さらに調査を進めたい。

本研究では、ケーララ州においてRCIが認可する障害児教育教員養成機関の実態についての調査結果を報告した。しかしながら、各課程のカリキュラム、また大学の遠隔教育の形態での教員養成についてはふれられなかった。前述した州政府の行う教員養成・研修の実態把握とともに、今後の検討課題としたい。

註

- 1) 例をあげれば、公立学校において女子、農村出身者、指定カースト・部族出身者、障害者に対する優先枠が設けられている(杉本・小原, 2007)。
- 2) Government of India, Ministry of Welfare (1994) Directory of Institutions working for the Disabled in India (New Delhi, CACU-DRC Scheme). 出所: Alur (2001)
- 3) 近年ではたとえば、赤井(1998)、渋谷(2005)が見られる。

- 4) 2000年8月25日～9月1日、及び2001年7月4日～31日(内7日間は首都ニューデリー)にケーララ州を訪問し、関係機関訪問による資料収集及び面談調査を行った。
- 5) たとえば識字率の値は90.86%(男女)であるが、インド全体の値は64.8%であった(2001年国勢調査)。
<http://www.censusindia.gov.in/>
- 6) ディプロマとは免状を意味し、初等・中等教育(12年間)の教育を一定の成績で修了した者に受験資格がある。DIETにおける初等教育教員養成(2年間)に相当すると思われる。Diploma in Special Education (Hearing Impairment) : Guidelines & Curriculum. Rehabilitation Council of India, New Delhi. 2003. <http://www.rehab-council.nic.in>
- 7) 2000年分についてはRCI訪問時に得られたリストを、2005年分についてはRCIの年次報告に依る。Rehabilitation Council of India. 19th Annual report 2005-2006.
<http://www.rehabcouncil.nic.in/index.htm>
<http://www.rehabcouncil.nic.in/programmes/courses.htm>
- 8) 障害児教育(Special Education)との表記があり明らかに教員養成を目的としている課程のみに絞った。この他にたとえば聴覚障害関係では、手話通訳ディプロマ課程が見られる。
- 9) 州北部にはイスラム教徒が多い。
- 10) 古田(2002)を参照のこと。
- 11) ケーララ州の公用語。
- 12) ここで言うテキストとは、教員が準拠する講義要綱を記したテキストを指す。受講生は講義を聞いてノートをとるのが一般的に見られる教授方法である。
- 13) しかしながら、NGOの運営する特別学校を訪問すると、「政府は仕事をしないから、NGOが障害児教育を担っている」という声をたびたび耳にするという一面もあった。また、州の障害児教育担当職員が管轄外のNGOの運営する特殊学校とそこで行われる教員養成については、「何も知らない」とあっさり答える場面にもたびたび遭遇した。このような状況は、障害児教育分野における州政府機関のNGOへの依存(Alur, 2001)を示唆しているように思われた。
- 14) 実際に教員養成所を訪問中に、今後複数障害種に対応できる教員養成が必要であるという点がある教員養成所講師から指摘された。
- 15) 障害種の専門性(盲・聾・知的障害・肢体不

由といった従来型の障害分類)の垣根の高さは訪問調査中に多くの場面で感じられた。一例としてあげるならば、面談をするときに必ず「あなたの専門とする障害種は何であるか」と尋ねてから説明が始まることにもあらわれていた。

文 献

- 赤井ひさ子(1998)インドの公開試験における「不正行為撲滅運動」—ハリアナ州の事例—。比較教育学研究, 24, 69-85.
- 赤井ひさ子(2001)インドの県教育研究所(DIET)における初等教員養成:卒業生への調査から。比較教育学研究, 27, 178-192.
- Alur, M. (2001) Some cultural and moral implications of inclusive education in India : a personal view. Journal of Moral Education, 30, 3, 287-292.
- 古田弘子(2002)インド・ケーララ州における特別支援教育—通常学校及びスペシャル・スクールにおける障害をもつ子どもの教育—。熊本大学教育学部紀要, 51, 223-231.
- 古田弘子(2004)フォトエッセイ:インド ティルバナナタプラムの障害者教育。アジア研ワールド・トレンド, 103, 47-50.
- Julka, A. (1999) Special education partnership for the 21st century : charting a new course in teacher development. Paper presented at the Nineteenth APEID Regional Seminar on Special Education, 8-13 November, at NISE, Yokosuka, Japan.
- Mani, M.N.G. (edit.) (2000) Visual Impairment. In Rehabilitation Council of India. Status of Disability in India-2000. pp.31.
- Rehabilitation Council of India (2000) Status of Disability in India-2000. Rehabilitation Council of India.
- 斉藤千宏(1997)自立的な発展をめざす市民運動—民衆科学運動の全国ネットワーク—。斉藤千宏(編)NGO大国インド—悠久の国の市民ネットワーク事情—。明石書店。
- 渋谷英章(2005)6～14歳の就学していない児童が対象—インドの「ノンフォーマル教育」を見る。内外教育, 2, 2-5.
- 杉本均・小原優貴(2007)産業化インドにおける教育制度と教育選抜。京都大学大学院教育学研究科紀要, 53, 13-31.
- 鳥山由子(2005)南インドの視覚障害児教育—チェンナイの盲学校教育とコインバトルのインクルーシブ教育に焦点を当てて—。心身障害学研究, 29, 189-205.
- Singal, N. (2006) Inclusive education in India : international concept, national interpretation. International Journal of Disability, Development & Education, 53, 3, 351-369.

謝 辞

地名のカタカナ表記についてご指導いただいた

コーチン大学講師（当時）、ムルール卓子氏、図1の写真を撮影した名古屋YWCA（当時）赤澤ヒロ子氏に感謝いたします。教員養成機関訪問にあたっては、ラジャギリ社会科学大学社会福祉学部CASPプログラム（当時）、M.P.アントニ氏にご助力いた

だいたことを記し感謝いたします。

*本研究は、平成13年度文部科学省科学研究費補助金（萌芽的研究、課題番号12878038）による成果の一部である。